

# 体育施設をご利用される皆様へ

～ 4月1日以降に利用される体育施設の予約と申請の方法が変わります～

合併により下野市がスタートしたことに伴い、体育施設の予約・申請方法を市内で共通の新たな方法で行うこととなりました。利用者の皆さまには、以下の内容をお読みいただいたうえ、ご理解・ご協力をいただけますようお願いいたします。

## 予約方法について

### 1 翌月の予約をする場合

- (1) 登録団体の予約.....前月の1～15日の期間に受付
- (2) 市民等の予約..... " 16日以降に受付
- (3) 市外者等の予約..... " 21日以降の受付

#### 例) 5月分の予約をする場合

利用する月の前月(4月)					利用月(5月)	
1		15	16	20	21	30
登録団体の優先予約期間				(市民等)	(市外者等)	
				一般・個人の予約期間		

### 2 予約に際しての注意事項

- (1) 電話での予約は行いません。予約・使用状況の確認のみとなります。
- (2) 個人(登録団体以外)の申請の場合、1回ごとの利用申請となり、1ヵ月分をまとめて申請することはできません。使用後に次回分を申請してください。
- (3) 登録団体の申請は1ヵ月分まとめて申請することができます。
- (4) 使用料は申請時に必ず前納してください。

### 3 登録団体について

登録団体とは、下野市に在住・在勤・在学(いずれも大学生以上)し、10人以上の構成員を持ち、1ヵ月の利用日数が3日以上あり、概ね6ヵ月以上利用する団体のことです。

詳しくは、スポーツ振興課にお問い合わせください。

### 4 その他

#### (1) 利用のキャンセルについて

自己都合によるキャンセルの場合には、3日前までに連絡をしてください。3日前までに連絡をいただいた場合のみ使用料を返金します。

当日、雨天等により利用できない場合には使用料を返金します。

申し込み・問い合わせ先  
スポーツ振興課  
☎ 5 2 - 1 1 2 4